

## 水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例等の改正について

### 1 改正の目的

本市では、土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積（以下「土地の埋立て等」という。）について、水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「市条例」という。）及び水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（以下「規則」という。）により、「生活環境の保全」（※1）及び「災害の防止」（※2）について規制しております。

令和8年4月1日から宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）の本市における運用開始に伴い、市条例と一部重複する規制内容について整理するとともに、関連する茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「県条例」という。）と同等の規制内容とするため、市条例及び規則について必要な改正をするものです。

※1 埋立て等に用いる土砂等のpH値や有害物質（ひ素、鉛等）に係る規制をいう。

※2 埋立て等の高さや法面の勾配等の埋立て等の工法等に係る規制をいう。

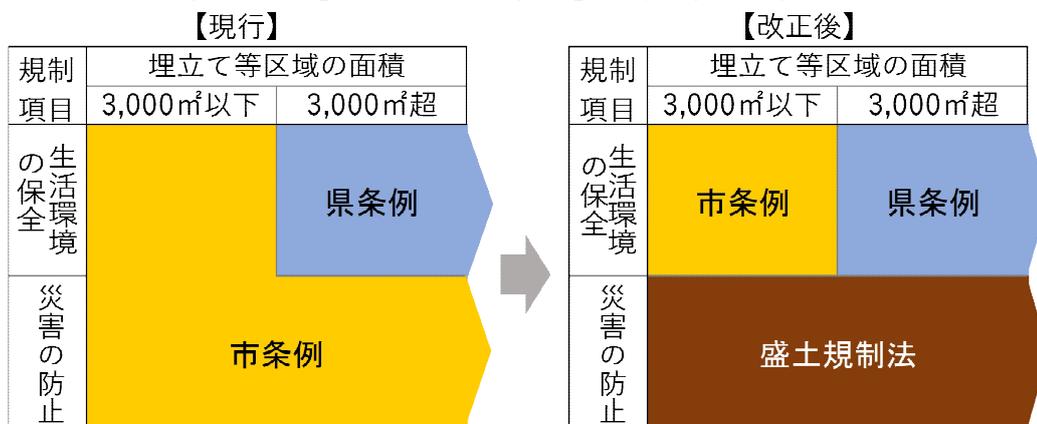
### 2 主な改正の概要

#### (1) 「災害の防止」に係る規制の盛土規制法への移行

「災害の防止」に係る規制は、より罰則の強い盛土規制法により対応することとし、市条例から関連条項を削除します。

なお、「生活環境の保全」に係る規制は、引き続き、埋立て等区域の面積に応じて、市条例又は県条例により対応します。

#### 「生活環境の保全」及び「災害の防止」に係る規制法令（イメージ）



#### (2) 県条例と同等の規制内容とするための改正

##### ア 登録ストックヤード制度の適用

国におけるストックヤード運営事業者登録制度に基づく登録を受けた、建設発生土の搬出先であるストックヤード（以下「登録ストックヤード」という。）については、土砂の発生から最終搬出先までの履歴が把握できることから、土砂等の発生の場所として適用します。これにより、県内の登録ストックヤードの土砂については、市条例に基づく許可を受けた土地の埋立て等（以下「許可埋立て等」という。）に使用することができます。

##### イ 土砂等搬入禁止区域の指定

市条例に違反する土地の埋立て等に対する措置として、期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域（以下「土砂等搬入禁止区域」という。）を指定する制度を設けます。

#### (3) 本市独自の改正

市条例の一部運用の見直し及び規則による規制強化を図ります。

### 3 改正の内容

#### (1) 条例関係

※印は、県条例と同等の規制内容とするための改正です。

項目	現行	改正案
① 「災害の防止」に係る規制 ※	「災害の防止」に係る基準を設け、規制しています。	「災害の防止」に係る規制を廃止します。廃止後は、盛土規制法により対応することとします。
② 土地の埋立て等を行う土地の所有者等の同意 ※	(規定なし)	土地の埋立て等を行おうとする場合、土地の所有者その他土地を使用する権原を有する者（以下「土地の所有者等」という。）の同意を必要とする規定を設けます。
③ 登録ストックヤードの適用 ※	(規定なし)	県内の登録ストックヤードの土砂については、許可埋立て等に使用することができる規定を設けます。
④ 土地の所有者等への通知 ※	(規定なし)	許可埋立て等を行う者は、当該許可を受けた日後遅滞なく、土地の所有者等に対して、当該許可の内容及び当該許可に係る条件を書面で通知しなければならない規定を設けます。
⑤ 土地の埋立て等に係る着手の届出等	許可埋立て等に着手又は休止していた埋立て等を再開した場合、 <u>その日から10日以内</u> に市長に届け出なければなりませんこととしています。	許可埋立て等に着手又は再開する場合、 <u>その前に</u> 市長に届け出なければならないことに変更します。
⑥ 土地の適正な管理 ※	(規定なし)	ア 許可埋立て等を行う者が土壌の汚染等を知ったときは、必要な措置を講じるとともに、市長その他関係機関へ通報等しなければならない規定を設けます。 イ 土地の所有者等は、市条例に違反する土地の埋立て等が行われることを知った場合、その土地を使用させてはならない規定を設けます。 ウ 土地の所有者等は、市条例に違反する土地の埋立て等が行われたこと等を知ったときは、市長その他関係機関に通報しなければならない規定を設けます。

⑦ 土地の埋立て等に 係る土地の所有者等の義務 ※	(規定なし)	ア 土地の所有者等は、許可埋立て等について、定期的に施工状況を確認しなければならない規定を設けます。 イ 土地の所有者等は、許可内容と異なる土地の埋立て等を知った場合、必要な措置を講じることを求めるとともに、速やかに市長へ報告しなければならない規定を設けます。
⑧ 土地の埋立て等に 係る土地の所有者等への勧告及び命令 ※	(規定なし)	許可埋立て等に係る措置命令に違反する場合にあって、「⑦土地の埋立て等に係る土地の所有者等の義務」を怠った土地の所有者等に対して、土砂等の除去その他必要な措置を講じるよう勧告及び命令することができる規定を設けます。
⑨ 土砂等搬入禁止区域の指定 ※	(規定なし)	市条例に違反する土地の埋立て等が継続され、周辺の住民の生命・財産等が害されるおそれがあり、生活環境の保全が必要と認められる場合は、期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域を指定できる規定を設けます。
⑩ 土砂等搬入禁止区域への土砂等の搬入の禁止 ※	(規定なし)	土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入してはならない規定を設けます。
⑪ 市条例に違反した者の公表 ※	公表の対象は、措置命令に違反した者及び土地の埋立て等の許可を取り消された者としています。	公表の対象に、許可なく土地の埋立て等を行った者及び土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入した者を加えます。
⑫ 関係行政機関への照会等 ※	照会等ができる対象は、関係行政機関としています。	照会等の対象に、関係のある公私の団体その他の関係者を加えます。また、土地の埋立て等を行う者等に対して、必要な協力を要請することができる規定を設けます。
⑬ 報告の徴収 ※	報告の徴収の対象者は、土地の埋立て等を行う者、土地の埋立て等に係る土地所有者等その他土地の埋立て等の関係者としています。	報告の徴収の対象者に、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者、土地の埋立て等に用いる土砂等を搬入する者を具体例として明記することで、条文の解釈を明確にします。
⑭ 立入検査 ※	立入検査の対象は、埋立て等区域又は土地の埋立て等関係者の事務所若しくは事業所としています。	立入検査の対象に土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所（登録ストックヤードを含む。）を加えます。

(2) 規則関係

項目	現行	改正案
① 適用除外規定	業として土砂等の販売を行う者がその店舗（建物の種類が店舗として登記されているものに限る。）又は当該店舗の敷地内において販売を目的として行う土砂等の堆積は、市条例に基づく許可を受ける必要はありません。	左記の適用除外規定は、土砂等を堆積する区域の面積が300㎡未満のものに限定します。
② 令和3年4月1日の改正の経過措置により従前の例によることとされた堆積に係る経過措置の廃止	製品の製造若しくは加工又は販売のために行う土砂等の堆積について、改正日以後に引き続き同一の目的のために行う土砂等の堆積は、経過措置として、市条例に基づく許可を受ける必要はありません。	左記の経過措置は、一定の周知期間を定めて、廃止します。

4 施行期日

令和8年4月1日